

特別養護老人ホーム真愛たきやまホーム 介護福祉施設サービス運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人イエス団が設置する特別養護老人ホーム真愛たきやまホーム（以下「施設」という）は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に日常生活を営むため必要な居室および共用施設、介護福祉施設サービスを提供する。

(運営の方針)

第2条

- (1) 老人福祉法の理念を尊重し、介護保険法を守ります。
- (2) 施設を利用者の生活の場とし、介護にあたっては、利用者の主体性を大切にします。
- (3) 地域高齢者のための専門的社会資源であることを自覚し、地域福祉を支えます。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 真愛たきやまホーム
- (2) 所在地 神戸市兵庫区滝山町511番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ホームに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- ① 施設長 百武智子
施設長は、真愛たきやまホームの職員の管理及び業務の管理を行います。
- ② 医 師 5人（嘱託医5人）
入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
- ③ サービス提供者（併設ショートを含む）

職 種	人 数	職 務 内 容
生活相談員 看護職員 (1名は機能訓練指導員と兼務)	・常勤 1名 ・常勤 3名 (1名は機能訓練指導員と兼務)	入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。 入所者の保健衛生管理及び看護業務を行います。 ・利用者の救急安全に関すること ・利用者の健康管理に関すること ・日常動作訓練の指導に関すること ・衛生材料の保管、使用に関すること ・嘱託医との連絡調整に関すること
介護職員	・常勤 34名 ・非常勤 5名	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。 ・施設サービス計画の実行・評価に関すること ・介護プログラムの企画・実施に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・食事・入浴・排泄・整容等に関すること ・消耗品の保管、使用
介護支援 専門員 管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 1名 ・常勤 2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する施設サービス介護計画の作成等に 関すること ・入居者の栄養管理に対する栄養指導等に関するこ と。

(利用定員)

第5条 定員 80名 ／ ユニット数：8（ユニット定員 10名）

(施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

介護にあたっては利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な知識・技術・精神を持って行う。

- ①入浴・清拭・排泄援助、おむつ交換、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話
- ②食事の提供
- ③機能訓練
- ④健康管理
- ⑤相談援助
- ⑥その他のサービス（レクリエーションサービス等）

2 施設サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときはその1割から3割の額とする。

（厚生労働大臣が定める基準〔＝介護報酬告示〕は、事業所の見やすい場所に掲示する）

3 前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

- ①食費
- ②居住費
- ③法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した際の費用

4 前項の費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対して当該サービスの内容、及び費用については説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 利用者とその家族は、施設サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、契約締結後、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

2 居室への持込みは、ベッド周りに置ける範囲の家具、電化製品、衣類日常生活品とする。

3 面会は、9:00～21:00とし、来訪者は必ず面会者名簿に氏名と面会先等を記入する。

4 外出、外泊の場合は、2日前に施設に届出を行う。

但し、緊急やむを得ない場合は当日の届出を行うこと。

5 1日の全食が不要な場合は、前日までに施設に届出を行う。

前日までに申し出があった場合には、別紙重要事項説明書に定められている「食費」は減免される。

6 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用すること。

施設設備を破損、汚染した場合、契約者の自己負担により原状回復又は相当の代価を負担していただく場合がある。

- 7 当施設の職員や契約者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできない。
- 8 病状急変時・事故発生時の場合は、速やかに協力医療機関等に受診するとともに、ご家族、身元引受人へ連絡を行う。
- 9 決められた場所以外での喫煙はできない。
- 10 施設の留意事項は別紙重要事項説明書を参照のこと。

(緊急時の対応)

第8条 ホームの職員が現施設サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめホームの定めた協力病院への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

2 利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(食中毒及び感染症対策)

第9条 ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症予防・対策委員会を月1回定期的に開催し、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- 2 ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 ホームにおける感染症又は食中毒が疑われている際は、速やかに施設長に報告し、施設長は必要な指示を行う。また医師及び看護師は施設内において速やかな対応を行うとともに、有症者の症状に応じ、協力病院をはじめとする医療機関等との連携を図る。あわせて、有症者の状況やそれに講じた措置等を記録し、施設長は神戸市及び保健所に迅速に報告し、指示を求める等の措置を講ずる。なお、ホームはその原因の究明に資するため、当該患者の診察医と連携の上、血液・便・吐物等の検体を確保するように努める。

(事故発生時の対応)

第10条 事故が発生した時、またはそれに至る危険性がある事態が生じた時には、「利用者事故急変等報告書」及び「ヒヤリハット情報提供シート」により当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底させる。

- 2 事故発生防止委員会及び介護職その他の従業者に対する研修を定期的に行う。
- 3 以上の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

(褥瘡防止対策)

第11条 介護を行う際に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第12条 防火管理者1名を専任し、別途定める「真愛たきやまホーム 消防計画」に沿い、夜間及び昼間を想定した避難・救出訓練を年2回実施する。

(個人情報の取り扱い)

第13条 個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報保護規程」に従って対処するものとする。

(苦情処理)

第14条 苦情処理については、別に定める「苦情解決の仕組みに関する規程」に従って対処するものとする。

(虐待防止対策)

第15条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次にあげる措置を講じるものとする。

- 2 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底させる。
- 3 介護職員その他の従業者に対する虐待防止のための研修を定期的(年2回以上)に行う。
- 4 虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 上記の措置を適切に実施するための担当者をおく。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 ホームは、社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- 2 ホームにおける職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項外、運営に関する重要事項は別紙説明書に定めるものとする。

附則

この規程は2014年11月1日から施行する。

この規程は2015年2月1日から改定する。

この規程は2015年4月1日から改定する。

この規程は2016年4月1日から改定する。

この規程は2018年4月1日から改定する。

この規程は2018年6月1日から改定する。

この規程は2024年4月1日から改定する。